

障害者雇用数の確認に関する書類

【県内に主たる事務所を有する企業等の場合】

区 分	必 要 な 書 類
常用雇用労働者数が 40.0人以上の企業等	障害者雇用状況報告書（厚生労働省告示様式第6号）の写し 〔注1〕
常用雇用労働者数が 40.0人未満の企業等	障害者雇用の状況が確認できる書類の写し

【県内の事業所の場合】

区 分	必 要 な 書 類
常用雇用労働者数が 40.0人以上の事業所	<ul style="list-style-type: none"> • 障害者雇用状況報告書（厚生労働省告示様式第6号）の写し 〔注1〕 • 当該事業所における障害者雇用の状況が確認できる書類の写し 〔注2〕
常用雇用労働者数が 40.0人未満の事業所	
企業等全体の常用雇用労働者数が 40.0人以上の場合	<ul style="list-style-type: none"> • 障害者雇用状況報告書（厚生労働省告示様式第6号）の写し 〔注1〕 • 当該事業所における障害者雇用の状況が確認できる書類の写し 〔注2〕
企業等全体の常用雇用労働者数が 40.0人未満の場合	障害者雇用の状況が確認できる書類の写し

注1 障害者雇用状況報告書（厚生労働省告示様式第6号）の写しは、公共職業安定所に提出（事業所の場合は本社等が提出）した直近のもの写しが必要です。

2 障害者雇用状況報告書に当該事業所における障害者雇用の状況が記載されている場合は不要です。